

平成16年4月13日制定
環境省環境保健部

国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会開催要綱

1. 目的

国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会（以下「検討会」という。）は、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図るために、全国フォローアップ調査結果報告書において示された分類を踏まえた必要な対策を講ずるに当たり、専門的立場から総合的な指導・助言を得ることを目的として開催する。

2. 構成

- (1) 検討会は、3. 検討事項に関連する分野の学識経験者から、環境保健部長が依頼した検討員をもって構成する。
- (2) 検討会に座長をおき、座長は会議の議事運営に当たる。
- (3) 検討を効率的に行うため、必要に応じて検討会の下でワーキンググループを開催し、所要の検討を実施する。
- (4) 検討会において特別な事項に関する検討を必要とする場合には、臨時検討員をおくことができるものとする。また必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができるものとする。

3. 検討事項

検討会は、環境省が国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図るために次に掲げる対策を講ずるに当たり、総合的に指導・助言を行う。

- (1) 環境調査の実施
- (2) 土地を改変する際ににおける被害予防のための指針の策定
- (3) 各事案に係る情報収集
- (4) その他必要な措置

4. 庶務

検討会の庶務は、環境省環境保健部環境リスク評価室において行う。当該事務を担当する事務局担当者を置くこととし、別途環境保健部長が指名することとする。